

19消安第10404号
平成19年11月22日

都道府県知事
各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 山口 勇

} 殿

(農林水産省) 消費・安全局長

農薬取締法第13条第1項の規定に基づく報告命令について

このことについて、三好商事株式会社に対し、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定に基づく登録が必要な農薬である製品を製造し、販売した経緯や対応状況等について、同法第13条第1項の規定による報告を別添のとおり命じたので御了知ありたい。

・都道府県知事、内閣府沖縄総合事務局長及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターあてには、注を記入する。



農林水産省指令 19消安第10404号

三重県伊賀市ゆめが丘5-2-4
三好商事株式会社 代表取締役 三好一利 殿

平成19年11月20日に貴社に対して農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく立入検査を実施した結果、貴社において製造・販売していた製品「アグリクール」（商品名）は、法第2条第1項に基づく登録が必要な農薬であることが明らかとなった。

登録を受けずに当該製品を製造していたことは、同項の規定に違反するものであることから、法第13条第1項の規定に基づき、平成19年12月6日までに下記について報告することを命じる。

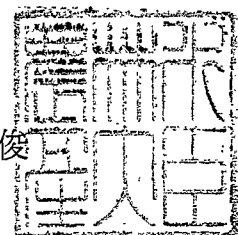
なお、本処分についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の取扱いについては、別紙のとおりである。

記

- 1 法第2条第1項の規定に基づく登録を受けずに当該製品を製造した経緯
- 2 当該製品の回収に向けて講じた措置
- 3 当該製品の回収及び処分の状況

平成19年11月22日

農林水産大臣 若林 正俊



行政不服審査法に基づく異議申立て及び行政事件訴訟法に基づく出訴期間等の
教示について

平成19年11月22日付け農林水産省指令第10404号による処分に対し、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分の通知を受けた日から60日以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に異議申立てをすることができます。

また、本処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。